

公共契約委員会契約部会主催 契約管理セミナー等を開催

日建連公共契約委員会(田中茂義委員長「大成建設(株)副社長」)契約部会(太田誠部会長「大成建設(株)常務執行役員」)では、「請負契約に係る受発注者間のリスク分担に関する検討及び知識の普及啓発」を活動の一つに位置付け活動している。二〇一六年度より、建設業界のOBでもある草柳俊二教授(東京都立大学客員教授、高知工科大学名誉教授)を講師にお招きし、現場の最前線で働く若手現場所長等を対象に、契約管理に熟知した人材の育成を目的とした二日間に渡るセミナー(二〇一六年度からの累計受講者・三〇〇名)を開催してきた。二〇二一年度は、全国三会場(東京、名古屋、大阪)で開催した。

約款を紐解き、草柳教授の国内外での豊富な経験と知識に基づいた逐条解説が行われる。建設事業遂行の実態の解説から始まり、契約管理の基礎知識、契約約款の主要条項分析、その対応と進んでいく。契約書は事業遂行の「ルールブック」であり受発注者が契約条件に基づき事業を遂行し、透明性を確保することの重要性を学ぶ。契約約款には現場実務に密接に関連した条項も多く、受講者は受発注者間に「片務性は存在しない」ということに気付いていく。追加費用と工期延伸の請求は受注者側の権利であるが、その支払いは請求に基づき行われることを再認識し、請求技術の向上を意識するようになる。



上/セミナーの様子、下/エキスパート育成講座におけるグループ演習の様子

本セミナーの前半では、受発注者間の契約—公共工事標準請負契約

問題事例等を交えながら「追加費用と工期延伸請求」の実務を学ぶ。

請求のためには、請求事象に関する概要、発生過程と影響、根拠等を用いて説明する必要があるが、請求の根拠を示すために、セミナー前半で学んだ契約約款に関する知識を大いに活用することになる。

明快に示す必要があるが、請求の根拠を示すために、セミナー前半で学んだ契約約款に関する知識を大いに活用することになる。

に活用することになる。

設計変更の要因として多く見られる「関連工事の調整」や「工事用地の確保」が行われていないといった事象等を起点とし、契約約款の第十八条(条件変更等)から第二十二條(受注者の請求による工期の延長)、第二十四条(工期の変更方法)、第二十五条(請負代金額の変更方法等)等といった条項につなげていくことで、契約に基づいた受発注者対等の立場での追加費用と工期延伸請求が可能となる(図1)。

セミナー・エキスパート育成講座は、受講者への「セミナー等の満足度」アンケートにおいて、5段階評価のうち、「5:大変満足」と「4:ある程度満足」が大半を占め、受講者の多くが講義内容に満足する結果となっている(図2)。受講者からは「契約の重要性に気付かされた」「意識の改革につながった」「契約管理の勉強を続けたい」といった声が多く聞かれた。

日建連としては、今後も契約管理セミナー等を通じて契約管理知識・能力の向上に取り組んでいくこととしている。

日建連としては、今後も契約管理セミナー等を通じて契約管理知識・能力の向上に取り組んでいくこととしている。

また、二〇二〇年度からは、契約管理知識・能力の更なる向上のため、各社の工事監理の指導的立場にある社員等を対象に、契約管理のエキスパート育成を目的とした三日間に渡る講座(二〇二〇年度からの累計受講者・三七名)を東京会場で開催した。

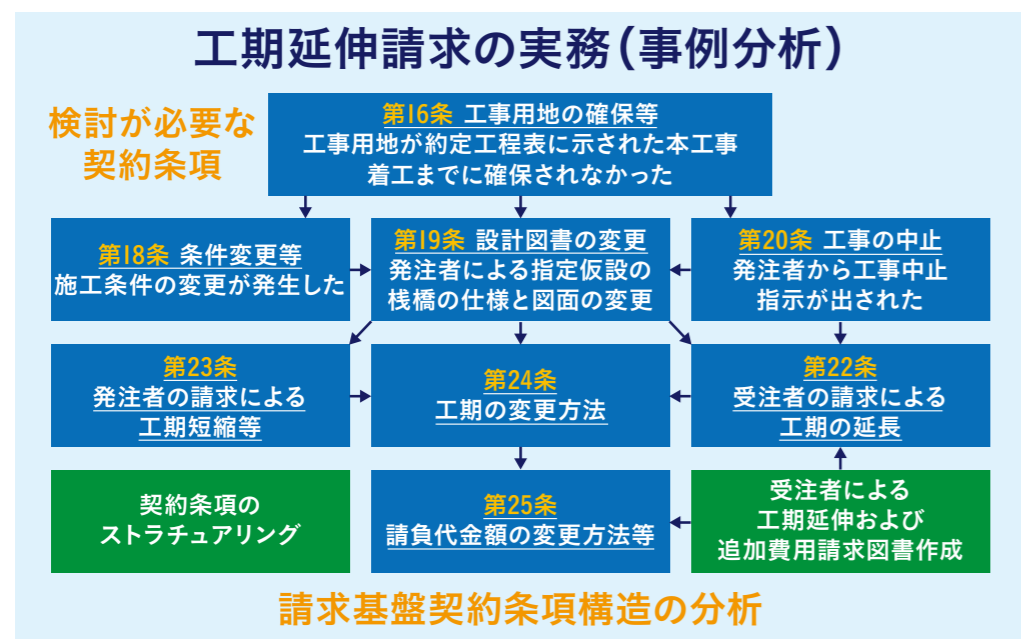


図1 ある契約変更事例に関する条項ストラクチャー(2021年度 契約管理セミナー資料より抜粋)

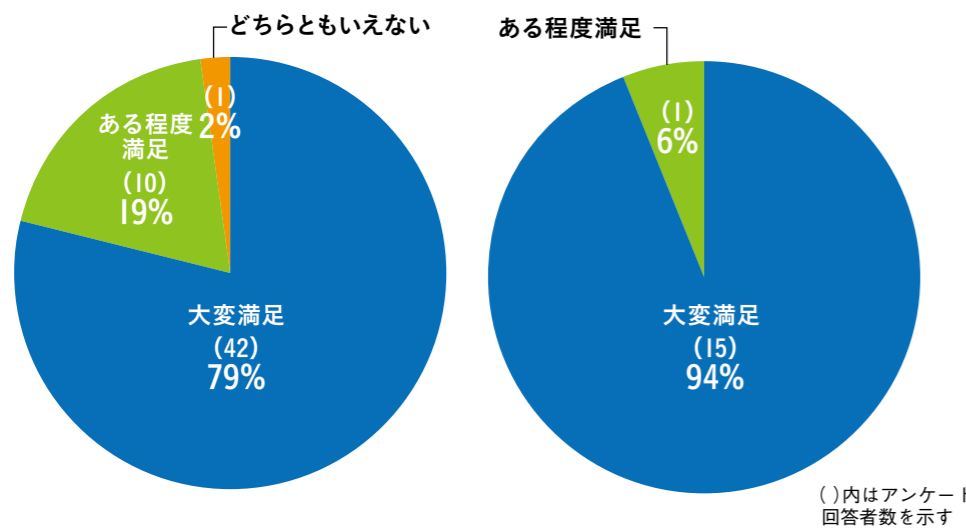


図2 セミナー等の満足度(左:セミナー、右:エキスパート育成講座)(2021年度 契約管理セミナー・エキスパート育成講座アンケート結果)